

自治会活動の手引き



平生町

はじめに

本町は、参加と協働のまちづくりを進めるために、平成25年4月に「平生町参加と協働のまちづくり条例」を施行しました。個人でできることは個人で、個人でできないことは地域で、地域でできないことは公共でという「自助、共助、公助」の考え方から、住民、自治会、NPO、各種団体、企業、行政それぞれの特性を生かした、参加と協働によるまちづくりを目指しています。

この手引きは、自治会の役員になられた方などが自治会の活動や運営、自治会と町との関係について知りたいときに、手軽に利用できるよう作成しました。

私たちは、暮らしていく上で、ごみ置き場の設置や管理、環境美化、防犯・防災、交通安全など共通した問題をかかえています。これらの問題は、個人や家庭だけでは解決が難しく、地域住民が力を合わせなければ解決できません。

自治会は、地域住民同士の助け合いや親睦を深めて生活環境の向上・発展を図り、町などと連携・協働してより良い地域社会づくりを進めることを目的に主体的に結成された住民組織です。

町内の自治会では、清掃活動や親睦活動、夏祭りなど、創意と工夫を凝らした活動に取り組まれています。

町では、自治会活動を支援するため、平生町自治会活動費交付金や環境衛生整備事業に係る補助金などの補助制度があります。また、自主防災関係では、防犯灯の設置事業やLED化に対する補助金等があります。

この「自治会活動の手引き」は、自治会活動の基礎資料としていただくとともに、役員の引き継ぎの際の資料としていただければと思っています。さらに、今後の自治会を応援し、悩みや課題解決に向けて共に考え、行動していくための基本の考えを共有し、地域の住民自治の推進に、少しでも役立てていただければと願っています。

令和7年4月

平生町地域振興課

目 次

1	自治会	4
	(1) 自治会とは	
	(2) 自治会の役割	
	(3) 自治会活動の活性化に向けて	
2	自治会への会員加入促進	6
	(1) 加入促進	
	(2) 未加入者への対応	
	(3) 町との連携	
	○自治会加入促進チラシ	8
3	自治会の法人化(認可地縁団体)	9
	(1) 制度について	
	(2) 地縁対象団体	
	(3) 認可の要件	
	(4) 認可地縁団体の現状	
	(5) 認可申請の手続き	
4	自治会とコミュニティ協議会	10
	(1) コミュニティ協議会	
5	自治会と自治会連合会	10
	(1) 自治会連合会	
6	自治会と平生町	11
	(1) 連絡業務	
	(2) 行政協力員の変更	
	(3) 行政協力員等の個人情報の目的外利用に係る承諾	
7	自治会会員名簿	12
	(1) 会員名簿	
	(2) 内容	
	(3) 収集方法	
	(4) 自治会活動における個人情報の保護について	
	(5) 個人情報を取り扱う際の留意点	
8	町以外からの補助金	16
	○コミュニティ助成事業《宝くじ普及広報事業》	
9	参加・協働	17
	(1) 防災訓練	
10	協力・依頼事業	17
	(1) 日赤会費募集	
	(2) 共同募金運動	
	(3) 社会福祉協議会会員募集	

1 1	自治会で生じる問題	1 8
	(1) 政治・選挙との関係	
	(2) 宗教活動との関係	
	(3) 募金や寄付金などの取り扱い	
1 2	自治会関連Q&A	1 9
Q 1	自治会未加入世帯の加入促進を図るためのよい方法はないでしょうか	
Q 2	町から依頼のあった回覧、配布物は、どの範囲まで配布すればよいでしょうか	
Q 3	町の依頼以外に民間の福祉団体などから寄付、物資の配布を直接依頼された場合は、どのように扱ったらよいですか	
Q 4	回覧板が壊れて使えなくなりました。どうしたらいいですか	
Q 5	自治会の所有する土地・建物を自治会の名義で登記することができますか	
Q 6	自治会で勉強会等を開催したいと考えていますが、良い方法はありますか	
Q 7	町長と気軽に地域の問題や、課題を話し合える方法はありますか	
Q 8	道路などにごみが散乱しているため、自治会として定期的にごみ拾いなどの環境美化活動を実施したいのですが、何か補助金などの制度はありますか	
Q 9	防災などに関する情報を知りたい場合は、どのような手続きが必要ですか	
Q 1 0	自主防災組織で防災資機材を購入する場合、どの程度助成してもらえるのでしょうか	
Q 1 1	自主防災組織の活動は、どのようにしたらよいのでしょうか	
Q 1 2	防犯灯の維持管理は、どのようになっていますか	
Q 1 3	防犯灯に対する補助制度はありますか	
Q 1 4	ごみステーション（集積場所）の設置および移設をしたいと思いますが、手続きを教えてください	
Q 1 5	自治会長は男性が多いようですが、男性の方が向いているのですか	
Q 1 6	回覧などにより署名活動を依頼された場合は、どのように取り扱ったらよいですか	
Q 1 7	自治会活動資料や総会資料などを印刷したい時はどこを利用できますか	
○	平生町民生委員児童委員担当地区名簿	2 3

1 自治会

(1) 自治会とは

自治会は、地域に住む人たちが親睦や交流を深めることによって連帯感を培い、地域住民同士が支え合い助け合いながら、より住みやすい豊かな地域づくりのために自主的に活動されている任意の住民組織です。また、協働によるまちづくりを進める上でも最も重要な組織ですので、町としては、今後とも自治会活動の活性化を支援していきます。

行政協力員とは

本町では、行政協力員制度を設けており、自治会と行政の関係において、地域と行政のパイプ役としての役割を担っていただく方です。

(2) 自治会の役割

自治会の役割は、大きく次の4つに整理することができます。

ア 生活の場をみんなでよくする活動

みんなで使う道路や河川、公園、ごみ集積場所など自分たちの生活する地域を美しくしたり、使いやすくしたりする活動

例：環境美化活動(道路・河川清掃)、ごみステーション(集積場所)の管理、集会所の整備等

イ 交流の場、ふれあいの場づくりの活動

地域住民同士の交流の場、ふれあいの場をつくるための活動

例：花見、夏祭り、敬老会、スポーツ大会、クリスマス会、餅つき大会等

ウ 地域課題の解決に向けた活動

防災・防犯や交通安全、地域福祉など、知恵を出し合い協力し合って対処するための活動

例：防犯パトロール、防犯灯の維持管理、自主防災組織による防災活動等

エ 行政との協働による活動

平生町では、行政と自治会が協働しながら各種事業を展開しています。

例：広報・お知らせ版等の配布、防災・防犯活動、まちづくり活動等

(3) 自治会活動の活性化に向けて

ア ひとつづくり

自治会活動を推進するためのポイントは、ひとつづくりです。若い人から熟年者まで広く人材を活用し、企画・運営に当たるシステムが必要です。また、自治会長などの役員任期は、円滑な運営を図る上で2年以上が望ましいと考えます。

イ 民主的な運営

多くの人が自治会活動に参加する状況を目指すためには、できるだけ多くの人の意見を聴き、役割を持っていただくことが重要です。また、自治会運営にあたっては、自治会規約などのルールに基づき、民主的な運営が必要です。

ウ 自治会の規模

現在、町内の1自治会の規模は平均約30世帯です。山口県その他市町の自治会規模をみると、県内の市（8市）では1自治会の平均が約85世帯、平生町を含む町（4町）の平均が約52世帯となっています。平生町と比較して、かなり大きな規模で自治会を組織しているといえます。小さな自治会では難しいことも、大きな自治会なら解決できることも多く、平生町としても1自治会あたり50世帯以上が望ましい自治会の姿であると考えます。

（出典：住民基本台帳R5.3.31、山口県自治会連合会資料R5.10.1）

エ 活動のPR

自治会の活動については、その活動の取組みや成果を広く周知し、自治会について住民に理解していただくことが大切です。

このため、自治会会報、ホームページなど地域住民同士が情報共有するためのツールを作成することが望まれます。

オ 時代のニーズに応じた改革

夏祭りやスポーツ大会といった交流事業など、コミュニティを形成する活動には、地域ごとのやり方や伝統がありますが、その活動に対して負担を感じる人や、大切に楽しいと感じている人もいるなど、価値観の違いがあります。

自治会の運営については、長い歴史の中で築かれた慣習や仕組み、人間関係もあり、なかなか難しいところですが、会員にとって加入することの必要性が実感でき、誰もが安心して参加できる組織とすることが重要です。また、価値観の多様化や時代の変化に対応した自治会となるよう自ら改革していく必要があります。

カ 住民団体等との連携・協働

防災・防犯など複雑化・広域化している地域課題について対処するため、コミュニティ協議会などの団体や関係機関と協力することで大きな力が生まれます。自治会、住民団体、関係機関などが、それぞれの足りないところを補完し、連携・協働して、住み良い安全安心な地域づくりを進めていく必要があります。

2 自治会への会員加入促進

(1) 加入促進

自治会の会員は、その地域に住むすべての人が対象となります。よって、自治会の地域に住むすべての人が参加して自治会活動を行うのが最も望ましい形態です。

私たちは暮らしていく上で、環境美化、防犯・防災対策、交通安全など共通した問題を抱えています。これらの問題は個人や家庭だけでは解決が難しく、地域の住民が力を合わせなければ解決できません。

また、日常生活に必要な防犯灯の設置・管理は自治会が行っており、それにかかる費用も自治会費から支払われています。多くのごみステーション（集積場所）についても、自治会が土地所有者や隣接者、利用者などの意見を踏まえながら調整を行い、設置や場所の確保をされているものです。

このように、私たちは普段の生活の中で知らず知らずのうちに自治会活動の恩恵を受けています。

自治会は、自主的で任意の団体ですが、平生町では新しく平生町に住まわれた方や現在自治会へ未加入の方に、自治会の意義や役割などをPRしながら、加入を進めています。

(2) 未加入者への対応

アパートなどの増加による単身者および核家族世帯の増加に伴い、住民の意識も変化し、自治会に加入しない人が増えています。

これら自治会への未加入の理由としては、

- ア 近所づきあいがわずらわしい
 - イ 自治会役員になったり、自治会行事に参加したりするのがいやだ
 - ウ 夜遅く帰り、自宅では寝るだけだ
 - エ 定住者ではない オ 共働きである カ 子どもがいない
 - キ 高齢者世帯である ク 外国人世帯である
- などが挙げられています。

このような理由の対応策として、以下のようなことが考えられます。

自治会の目的や事業を説明し、理解を深めることが大切です。また、アパートなどの集合住宅居住者に対しては、管理会社や管理人を通じて話をするのも、ひとつの方法だと考えられます。

自治会に加入しなくても道路を使用することはできますし、町内の公園を利用したりすることもできます。しかしながら、道路を清掃したり、公園の環境整備を主に自治会の取組みとして行うことにより、更に安心して利用することもできます。よって、ア～カのようなケースは、まずは自治会費だけでも納めてもらうように話すことができると考えられます。

キの高齢者世帯であれば、自治会費を安くすることや役職定年制を設けるなどの方法も考えられます。クの外国人世帯のような場合は、関係者や役場などと相談しながら加入につなげていくことも考えられます。自治会に加入しない理由は、世帯ごとに異なるため、個別の対応が必要で時間も手間も要しますが、自治会への加入は重要な問題です。

(3) 町との連携

ア 自治会加入促進チラシ

町外からの転入者や各自治会の未加入者に対し、次ページの「自治会加入促進チラシ」を町民福祉課、地域振興課で配付しています。空白欄には、「あなたのお住いの自治会名」、「行政協力員名」などを記入しています。

イ 集合住宅（アパートなど）

不動産業者などから既存の自治会に加入したいという場合の相談業務を、地域振興課で行っています。

自治会加入について、ご不明な点がございましたら、地域振興課までご連絡ください。



自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生

自治会に加入しましょう!

自治会とは、どんな団体なのでしょう?

自治会とは、安心して暮らすことができる地域づくりのために、設立から運営までを地域住民自らが行っている自治組織です。

一人で解決できない問題や災害時など、“いざ”という時、地域のみなさんとのつながりや地域のきずなが、重要な役割を果たします。

安心安全なまちづくりのために、自治会に加入しましょう!

どんなことをしているの?

・住みよい環境づくり

道路や水路などの美化活動
やごみ集積所の維持管理など、
生活環境の安全や良好な衛生環境
を守るための活動を行っています。



・行政や地域の情報共有

回覧・文書配布などで、行政
や自治会のお知らせ、催しなどの
情報を共有し、協働しながら各種
事業を展開しています。



・安全・安心のまちづくり

自主防災の取組みや街路灯
(防犯灯)の設置、維持管理など、
地域の安全・安心のための
支え合いの活動を行っています。



・活気ある地域づくり

コミュニティ協議会などが主催
するイベントなどへの参加を通じ
て、地域住民同士が交流し、
元気な地域づくりを行っています。



コミュニティ協議会・・・各地区には、自治会や地域活動団体をつなぐコミュニティ協議会という団体があります。交流活動や行事、環境美化活動などを行っていますので、積極的に参加しましょう。



_____さんがお住まいの地域は、

_____自治会です。

自治会長さんは、_____さんで、連絡先は_____です。

※自治会の加入については、自治会長さんにご連絡をお願いします。

あなたが転入、転居したことについて、
自治会長さんへお知らせしてよろしいですか。

はい

いいえ

※自治会など協働のまちづくりに関する問合せ先

平生町地域振興課(TEL:56-7120)

3 自治会の法人化（認可地縁団体）

（1）制度について

この認可制度は、不動産を保有または保有を予定している自治会等が法人格を取得し、団体名義での不動産登記等を可能にする趣旨で、平成3年4月2日の地方自治法の改正により創設された制度です。

令和3年11月26日施行の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による法律の改正で、地域的な共同活動を円滑に行うため、不動産の保有または保有の予定に関わらず、法人格を取得することが可能になっています。

（2）地縁対象団体

一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体、いわゆる自治会等を対象としています。※次のような団体は対象となりません。

（ア）特定の目的の活動だけを行う団体（例：スポーツ活動や環境美化活動だけを行う団体など）

（イ）構成員に対して住所以外の特定の属性を要する団体（例：老人会や子ども会など）

（3）認可の要件

地縁による団体の認可を受けるための要件として、地方自治法では次の4つの要件を満たすことを求めています。

（ア）その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持および形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること

（イ）その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること

（ウ）その区域に住民を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること

（エ）以下の事項を含めた規約（会則）を定めていること

①目的 ②名称 ③区域 ④事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項

⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項

（4）認可地縁団体の現状（令和7年3月31日現在）

制度発足：平成3年

設立団体：5団体（南上下自治会、尾国地区協議会、やぶ自治会、伊保木自治会、奥自治会）

（5）認可申請の手続き

自治会が法人格を取得するためには、さまざまな手続きが必要になりますので、法人格取得を検討している自治会は、下記担当まで事前にご相談ください。

担当：地域振興課 まちづくり班 TEL 56-7120

4 自治会とコミュニティ協議会

コミュニティ協議会とは、自治会よりも大きな枠（地域交流センター単位）で自治会・団体・行政が連携し、地域の課題や将来像を話し合い、知恵を出し合いながら協議し、「自助・共助・公助」の視点で役割を担う住民自治の組織です。町内には、地域交流センター単位で、6つのコミュニティ協議会があり、自治会と連携して地域づくりやまちづくりに取り組んでいます。

5 自治会と自治会連合会

自治会連合会とは、各地域相互の連絡調整と親睦を図り、共通の問題を研修協議し、住民意識の高揚と、地域社会の発展を図ることを目的とした組織です。令和5年4月現在、佐賀地区で設立されており、自治会の課題など情報を共有しつつ、自治会活動の活性化や行政と協働して地域づくりやまちづくりに取り組んでいます。

ア 目的

各地域相互の連絡調整と親睦を図り、共通の問題を研修協議し、住民意識の高揚と、地域社会の発展を図ることを目的としています。

イ 事業

各地域相互の協調に関する事業、各地域相互の親睦を図る事業、地域社会の発展に関する事業、その他目的達成に必要な事業

ウ 構成

町内の地域交流センター単位の自治会をもって組織しています。
運営は、自治会等の代表者をもって行います。

エ 役員

役員は、地域交流センター単位を基準とした自治会の代表者から各1名選出して運営しており、会長は役員の内選により選出し、総会の承認を受けます。その他の役職は、会長が任命します。

オ 他市町の事例

講演会や一斉清掃など、単一自治会では難しい作業を協力して実施されています。

6 自治会と平生町

平生町は、「平生町参加と協働のまちづくり条例」に掲げる自治の基本理念に基づき、自治会の活動に対して、さまざまな観点から支援をすることで、自治会との協働によるまちづくりに取り組んでいます。

町政の円滑な推進と住民福祉の向上を図ることを目的として、次の業務・手続きを自治会にお願いしています。

(1) 連絡業務

ア 広報・回覧物等の配布、回覧、掲示

(緊急のお知らせや防災情報など、メール配信によって行う場合があります)

イ 簡易な調査や報告の協力

ウ その他

各種補助金等の申請等、その他町政の発展や自治組織の活性化等住民福祉の向上に必要なこと。

(2) 行政協力員の変更

行政協力員の任期は、基本的に毎年度3月31日までとなります。4月1日以降行政協力員の変更の有無に関わらず、行政協力員変更報告書を提出してください。また、任期以外での変更(例：交付金等の支払先など)がある場合は、地域振興課まちづくり班へご連絡ください。

(3) 行政協力員等の個人情報の目的外利用に係る承諾

行政連絡業務において、自治会等からご提供いただいた個人情報(住所・電話番号等)については、行政連絡業務以外の公益的な業務にも利用させていただき、公益的な業務の目的達成を補完していきたいことから、ご承諾をお願いします。

7 自治会会員名簿

(1) 会員名簿

自治会活動を円滑に行っていく上で、自治会会員の住所や年齢などの情報が必要になってくると思います。これらの情報は重要な個人情報であり、取り扱いには特に注意が必要です。

(2) 内 容

住所・氏名などを記入し、職業などは必要なければ項目を削除してください。必要がない情報を所有することは、個人情報保護の観点からも好ましくありません。

緊急時の連絡先は、家族が不在時に家屋が火災にあったときに連絡がとれる勤め先や、独居老人世帯で何かあったときに関係する家族の連絡先を記入してもらうなどで使用してください。

また、個人情報の取扱方法について、自治会の見解を記載してください。

(3) 収集方法

会員名簿を回収する際には、個人情報保護に努めるためにも、自治会長自らが回収に行くことで住民の信頼を得られるようにしたり、外から見えないように封筒に入れて回収をしたりするなどの工夫も必要です。

◇会員名簿作成例

(一次調査表)世帯台帳 ○○自治会

㊞ (プライバシーの保護に配慮して、○○自治会長が責任を持って保管する。)

世帯主			電話番号	(0820)	-
住所	平生町大字	自治会名		班名	
住居形態	持家・平屋・二階家・借家・アパート・間借・その他()				
地域特性	危険予想地域:崖崩れ・土石流・地すべり・浸水(ハザードマップより該当する項目を○で囲む) その他、気付きを記入:				

No.	氏 名	性別	生年月日	血液型		昼間の居場所(平日)	緊急時の自主防災組織への協力 可能=○ 不可能=×		
				T・S・H	A・B・O・AB		RH±	平日	休日
1	カガナ	男・女							
	防災上の参考事項	①役に立つ資格・技能等 元消防団員・隊員、保健・助産・看護師・元警察官・自衛官、 整体・整骨師、栄養・調理師、その他()				②要介護者介護理由 寝たきり、歩行障害、視覚障害、聴覚障害 その他()			

No.	氏 名	性別	生年月日	血液型		昼間の居場所(平日)	緊急時の自主防災組織への協力 可能=○ 不可能=×		
				T・S・H	A・B・O・AB		RH±	平日	休日
2	カガナ	男・女							

《 中 略 》

●緊急時の自主防災組織への協力……小学生以下は除く

確 認 事 項
この調査は、○○自治会内の全世帯調査を行い、介護を必要とするお年寄り等の実態を把握し、災害時の支援者体制づくりや困りごとを支援する体制づくり、空き家や後見人対策など地域課題解決のために、○○コミュニティ協議会、○○防災組織、民生児童委員、○○自治会の共同で実施しています。 ご回答いただいた内容は、○○コミュニティ協議会、○○防災組織、民生児童委員、○○自治会のそれぞれの活動に利用させていただきます。なお、プライバシーの保護に配慮して、○○自治会長が責任を持って保管します。

この調査表に (同意します ・ 同意しません)

令和 年 月 日 署名(世帯主)

※世帯台帳を作成後、二次調査として「災害時要援護者情報カード」の作成例

(二次調査表)災害時要援護者情報カード

要援護者世帯の世帯主名				記入	令和 年 月 日	新規・更新
要援護者名		世帯主との続柄		状況		
				病名		
性別・年齢・身体状況		性別	年齢	身体状況	高齢 身体不自由	その他
		男・女	才			
要援護者世帯の住所及び連絡先	住所	平生町大字			自治会名	班名
	電話	(0820) -	FAX	(0820) -	携帯☎mail	
掛かりつけの病院	名称				電話	
	所在地				主治医	
緊急時の連絡先	氏名				電話	
					勤務先の場合は会社名	
緊急支援が必要な程度 災害など緊急事態が発生したとき、避難 などに必要な支援の程度 該当事項に○印をつける		1 家族が揃っている時は、避難時の支援は必要としない				
		2 家族だけでは、避難は難しい				
		3 避難するときは、家族の同伴が必要				
		4 一人暮らしなので避難は難しい・支援不要				
緊急避難の時、必要な補助具や 人員数 希望項目に○印をつける		・同伴歩行 ・おんぶ ・担架 ・車椅子 ・自家保有 有 無 ・一般車両 要 非 特殊車両 ・援護に必要な人数…女性なら(人) 男性なら(人) その他()				
援護者が一人になることがありますか		昼間 夜間 休日 その他()				
援護者に特別食が必要ですか		必要()			不要	
確認事項		緊急事態が発生した時、自主防災委員・ご近所の支援協力者・民生児童委員などが安全確認を行うこととなります。これらの支援協力者に、この情報カードに記載の情報を知らせておくことが必要です。				
		緊急発生時に備え、下記の支援協力者に本カードの内容を開示してもよろしいですか。 <input type="checkbox"/> 開示しても良い <input type="checkbox"/> その他()				
緊急事態発生時の支援協力者	氏名	住所	自治会名	班名	電話	携帯
民生児童委員						
自主防災委員						
近隣居住支援協力者						
協力者						

○災害時に要援護者を支援するためには、日頃から、要援護者の所在や災害時の誘導方法などの情報を正確に把握しておくことが重要です。プライバシーに十分配慮したうえで、要援護者や家族の協力を得ながら、可能な範囲の情報を記入してもらい、災害時に支援が行えるよう準備しておきましょう。

○把握した情報は、要援護者本人や家族の了解を得て、実際に救出・避難誘導にあたる範囲の組織のみにとどめ、〇〇自治会長が責任を持って保管しましょう。

(4) 自治会活動における個人情報の保護について（名簿などの取り扱い）

ア 自治会活動に伴う名簿などの作成の可否

自治会の活動に際して各種名簿などを作成するために個人情報を取得することは、個人情報保護法制（法律、条例など）が個人情報を特定の利用目的の範囲内で保有し、利用などすることを前提に整備されているとおり、その作成が制限されるものではありません。

イ 本人取得が原則

個人情報の保有は、本人の同意に基づく本人取得が原則です。人の生命や財産の保護のために必要な場合は例外です。

ウ 自治会会員名簿の内容（取得する個人情報の内容）

目的達成に必要な範囲で個人情報を保有します。

エ 自治会会員名簿などの利用目的（標準的な自治会規約の例から）

(ア) 保有に当たっては、当該本人に対し利用目的を明示します。

(イ) 保有する個人情報の利用は、自治会の目的達成の範囲内に限り、また、むやみに外部提供などすることはできません。

(ウ) 利用目的の例示としては次のとおりです。

- ・ 会員相互の親睦
- ・ 自治会の行事などに関する連絡調整
- ・ 国、県、町その他公共的団体の事務の依頼に係る連絡調整・連絡協議
- ・ その他会の目的達成に必要な場合

オ 目的外の利用、提供の可否

本人の同意を得ないで目的外の利用や提供はできません。ただし、明らかに本人の利益になる場合などは目的外に利用または提供できます。

カ 個人情報を取り扱う役員などの義務

(ア) 知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはいけません。

(イ) 自治会会員名簿など（個人情報）を取り扱うすべての人、または過去にそのような立場にあった人すべてに知り得た個人情報保護の義務があります。

(ウ) 責任を明らかにするためにも会員名簿（個人情報）を取り扱う者を可能な限り特定しておくことが必要です。また、必要以上に名簿などをコピーあるいは複製してはならず、まして漫然と配布、回覧することは厳禁です。

(エ) その保管などについては書庫への保管、施錠など安全確保の措置が必要です。

(5) 個人情報を取り扱う際の留意点（法令に定める原則）

ア 保有の制限

本人取得を原則とし、利用の目的に必要な範囲内の保有（取得、作成維持、管理）とすること。利用目的を達成した場合は、速やかに廃棄または消去すること。

イ 利用目的の明示

原則として、あらかじめ、本人に対し利用目的を明示するとともに、本人の同意なしに利用目的以外に利用または提供しないこと。

ウ 正確性の確保

利用目的の範囲内で、正確性の確保に努めること。

エ 安全性の確保

漏洩（ろうえい）、滅失（めっしつ）または毀損（きそん）の防止など適切な管理に必要な措置を講じること。

オ 透明性の原則

自己情報のコントロール（開示、訂正、利用停止請求）権を尊重すること。

8 町以外からの補助金

○コミュニティ助成事業《宝くじ普及広報事業》

一般財団法人自治総合センターは、宝くじ収入を財源に、コミュニティの健全な発展を図るため、コミュニティ活動に対し助成を行っています。

(1) 助成事業の種類

ア 一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業です。

助成額：100万円～250万円

助成対象例：芝刈り機、太鼓、視聴覚機器の購入や公園整備等

イ コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設または大規模修繕、およびその施設に必要な備品の整備に関する事業です。

助成額：対象となる事業費の5分の3以内に相当する額（限度額 1,500万円）

助成対象例：レクリエーションルーム、視聴覚室、多目的ルーム等の設置

ウ 地域防災組織育成助成事業

自主防災組織またはその連合体が行う防災活動に関する設備等の整備事業に対して助成します。

助成額：30万円～200万円

助成対象例：ヘルメット、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助工具等の備品類の購入（建築物や消耗品は除く）

エ 青少年健全育成事業

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業およびその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業です。

助成額：30万円～100万円

助成対象例：親子で参加するオリエンテーリング、各種レクリエーション大会、講演会・講習会の開催等

(2) 助成対象団体

市町村・コミュニティ組織（自治会等）またはコミュニティ組織の連合体・自主防災組織

(3) 申請について

申請窓口：地域振興課

申請時期：9月下旬頃（次年度の申請）



9 参加・協働

(1) 防災訓練

ア. 目的

自主防災組織における災害発生時の円滑な避難体制の確立および防災意識を高め、地域防災力の向上を目的としています。

イ. 担当課

総務課 地域安全班 TEL 56-7111



10 協力・依頼事業

(1) 日赤会費募集

ア 目的

日本赤十字社は、「人の命と尊厳を守る」ことを基本理念として人道的事業を行う団体であり、活動資金は会費・寄付金によって賄われています。

イ 活動概要

会費・寄付金は、海外救援活動とともに国内においては、献血活動、災害救援活動、医療活動、看護師養成活動等に使われています。

ウ 会費募集期間

毎年5月を「赤十字運動月間」とし、活動資金として会費を募集しています。

エ 担当部署

町民福祉課 地域福祉班 TEL 56-7113

(2) 共同募金運動

ア. 目的

共同募金会という民間の団体が、民間の社会福祉施設や福祉団体の運営・活動に必要な資金を集めるために行われている民間の募金運動です。

イ. 運動期間

赤い羽根共同募金 10月1日～12月末日

ウ. 実施団体

平生町社会福祉協議会 TEL 56-8000



(3) 社会福祉協議会会員募集

ア. 目的

社会福祉協議会（社協）は、住民のみなさんや法人、各種福祉団体等が会員となって構成される団体です。会員のみなさんから納付された会費は、各種相談事業や福祉サービス、ボランティア育成をはじめ、地域福祉活動の支援を通じて地域におけるさまざまな福祉の課題に取り組む事業を実施するために使われています。

イ. 社協会員募集期間

毎年7～8月を「社協会員募集月間」とし、社協会員を募集しています。

ウ. 実施団体

平生町社会福祉協議会 Tel 56-8000

1 1 自治会で生じる問題

(1) 政治・選挙との関係

自治会が、特定の政党や候補者などを推薦すること自体は、公職選挙法に違反するものではありません。しかし、自治会が政治活動や特定の候補者を推薦するなどの行為は、その地域住民の合意形成が難しく、推薦に同意できない会員から批判や異議が唱えられて問題に発展するおそれがありますので、十分注意をする必要があります。

自治会員に対して、自治会が推薦した者に投票するよう強要したり、特定の候補者の後援会などへの協力を強制したりすることはできません。

また、政治家や候補者などが、選挙区内の人にお金や物を贈ること（例えば自治会の運動会、集会、旅行、お祭りなどへの寸志や飲食物の差入れなど）は、寄付にあたり禁止されていますし、有権者から政治家や候補者などに対して寄付を要求することも禁止されています。

(2) 宗教活動との関係

旧来から習慣として継承されている宗教行事に参加したりすることは、宗教的観念は極めて薄いと考えられます。しかし、宗教は人によって信仰する対象が異なりますので、宗教関係の事業は、自治会と分離して運営することが望ましいところです。特に、会計処理については、町から交付金などを受けていることもあり、明確に分離する必要があります。

(3) 募金や寄付金などの取り扱い

自治会には、多くの募金や寄付金の依頼が来ます。それらの取り扱いについて、自治会にて基本的な取扱基準を定めることが望ましいです。本来、募金や寄付金などは個人の任意の意思により集めるべきものであり、世帯毎に分担して徴収するものではありませんし、誰がいくら募金や寄付金に協力したかなどといった情報は、収集すべきものではありません。このことは、自治会自身にもいえることで、依頼のある募金や寄付金の徴収業務をすべて引き受けなければならないものでもありません。

また、個人から徴収するのが難しいからといって、純粋な自治会活動に必要な経費に充てるべき自治会費から支出するのは望ましくありません。しかし、それでも自治会費から支出する必要がある場合には、少なくとも自治会の総意が必要であると考えられます。

1 2 自治会関連Q & A

Q 1 自治会未加入世帯の加入促進を図るためのよい方法はないでしょうか。

A 1 最近の時代背景に反映してか、新たに自治会区域内に引っ越してきた世帯など、自治会に加入していただけないケースが増えているようで、多くの自治会で課題となっているようです。

自治会活動の楽しさや地域に果たしている役割を理解していただけるように、若い世帯や子どものいる世帯が参加しやすい行事を実施したり、自治会の広報紙を配布するなど、自治会活動の大切さや楽しさを伝えることが必要です。自治会に加入しているか否かを問わず、自治会員でない住民の参加も歓迎しているという姿勢を示すことが、より多くの住民が参加する自治会活動につながるのではないのでしょうか。

町では会員の加入促進を支援するためにチラシ等を作成していますので、ご相談ください。

担当課：地域振興課 まちづくり班 TEL 5 6 - 7 1 2 0

Q 2 町から依頼のあった回覧、配布物は、どの範囲まで配布すればよいのでしょうか。

A 2 町からの回覧物等の配布は、自治会に依頼していることから、会員世帯に配布をお願いします。ただし、会員世帯外でも各自治会内の全ての町民に対して配布をお願いしたく、配布することは可能ですので、地域振興課まちづくり班まで相談してください。

担当課：地域振興課 まちづくり班 TEL 5 6 - 7 1 2 0

Q 3 町の依頼以外に民間の福祉団体などから寄付、物資の配布を直接依頼された場合は、どのように扱ったらよいですか。

A 3 依頼された内容によって、各自治会でのご判断をお願いします。

担当課：地域振興課 まちづくり班 TEL 5 6 - 7 1 2 0

Q 4 回覧板が壊れて使えなくなりました。どうしたらいいですか。

A 4 回覧板は町が無料で配布します。数に限りがありますが、必要なときはお申し出ください。

担当課：地域振興課 まちづくり班 TEL 5 6 - 7 1 2 0

Q 5 自治会の所有する土地・建物を自治会の名義で登記することができますか。

A 5 地方自治法第260条の2第1項により、自治会が認可地縁団体として法人格を取得することで、自治会の名義で登記することができます。（9ページをご参照ください。）

詳しくは、担当課にお尋ねください。

担当課：地域振興課 まちづくり班 TEL 5 6 - 7 1 2 0

Q 6 自治会で勉強会等を開催したいと考えていますが、良い方法がありますか。

A 6 町では、町の職員がみなさんのところに直接お伺いして、町政の取組状況や身近な問題について、分かりやすく説明する「まちづくり出前講座」を実施しています。詳しい講座内容については、教育委員会社会教育課へお問い合わせください。

申し込みについては、概ね10人以上の団体で、開催日の1カ月前までに、申込書を教育委員会社会教育課へ提出してください。なお、会場の手配や設営は自治会で行います。

担当課：社会教育課 社会教育班 TEL 5 6 - 6 0 8 3

Q 7 町長と気軽に地域の問題や、課題を話し合える方法がありますか。

A 7 町では、町民との「対話」を通じていただいた率直なご意見を町政に反映させるため、「町長と語る会」を開催しています。

町民のみなさんのご意見ご要望をお待ちしていますので、お気軽にご利用ください。

《実施方法》

- (1) 対象は町民個人または団体・グループ（7人を限度とします。）です。
- (2) テーマは各団体等が自由に決めるものとしますが、事前にご連絡をお願いします。
- (3) 開催日は毎月第4水曜日、懇談時間は午後6時から午後8時の間で1組につき30分ほどとします。詳しくは、担当課にお尋ねください。

担当課：総務課 総務班 TEL 5 6 - 7 1 1 1

Q 8 道路などにごみが散乱しているため、自治会として定期的にごみ拾いなどの環境美化活動を実施したいのですが、何か補助金などの制度はありますか。

A 8 町では、自治会活動費交付金（活動割）や環境衛生整備事業、公用車貸出制度、備品購入に対する補助金などさまざまな制度があります。詳しくは担当課にお尋ねください。

担当課：地域振興課 まちづくり班 TEL 5 6 - 7 1 2 0

Q 9 防災などに関する情報を知りたい場合は、どのような手続きが必要ですか。

A 9 町では、安全安心のまちづくりを推進するため、防災に関する情報などをメールで携帯電話などに配信するサービス（平生町防災メールサービス）を行っています。メールの配信を受けるには、あらかじめみなさん自身でメールアドレスを登録する必要があります。登録受付は無料ですが、登録や配信に要する通信費等の費用は、利用者の負担となります。詳しくは、担当課にお尋ねください。（行政協力員として、メールを登録いただいている期間は、防災メールの内容も届きます。）

《登録方法》

次の登録用アドレスに件名・本文を入力せずにメールを送信します。本登録用メールが返信されますので、必要な情報を選択し、登録を行ってください。

また、次のQRコードを読み込むことでも登録できます。

メールアドレス：e-hirao@xpressmail.jp

QRコード：



《配信情報》

防災情報、気象警報・注意報（地震・津波などを含む）、安全・安心情報、その他

担当課：総務課 地域安全班 TEL 5 6 - 7 1 1 1

Q 1 0 自主防災組織で、防災資機材を購入する場合、どの程度助成してもらえるのでしょうか。

A 1 0 町では自主防災組織に対し、防災設備設置費用および修繕費の2分の1（上限12万円）を交付しています。

交付の対象は以下のとおりです。

《防災活動に必要な資機材》

（例）消火器、消火バケツ、ヘルメット、倉庫、担架、テント、ロープ、ホース、救助工具、ポンプ、消火栓など

詳しくは、担当課にお尋ねください。

担当課：総務課 地域安全班 TEL 5 6 - 7 1 1 1

Q 1 1 自主防災組織の活動は、どのようにしたらよいのでしょうか。

A 1 1 自主防災組織の活動については、防災訓練（救護、初期消火、給食給水、避難誘導訓練等）の実施や、パンフレットの発行、資機材の整備等を行い地域住民の防災意識の高揚を図ることが大切です。「自分たちの地域は、自分たちで守る」という考え方のもと、被害を最小限に食い止めるためにも、毎年訓練等を実施するとよいと思います。

詳しくは、担当課にお尋ねください。

担当課：総務課 地域安全班 TEL 5 6 - 7 1 1 1

Q 1 2 防犯灯の維持管理は、どのようになっていますか。

A 1 2 防犯灯の維持管理は、電柱ごとに自治会等管理または町管理になっています。

故障等に気付かれた方は、その防犯灯の管理者（自治会長または担当課）まで連絡してください。管理者がわからないときは、担当課にお尋ねください。

担当課：総務課 地域安全班 TEL 5 6 - 7 1 1 1

Q 1 3 防犯灯に対する補助制度はありますか。

A 1 3 町では街路灯の設置および街路灯の維持管理（修繕工事やLED化）に対して補助金を交付しています。補助率は、事業に係る経費の2分の1（1基につき補助額上限25,000円）です。※事業費が1万円以上の事業に限ります。詳しくは、担当課にご相談ください。

担当課：総務課 地域安全班 TEL 5 6 - 7 1 1 1

Q 1 4 ごみステーション（集積場所）の設置および移設をしたいと思いますが、手続きを教えてください。

A 1 4 新しい住宅が建設され、ごみステーション（集積場所）を新たに設置する場合や場所を変更または廃止する場合は、申請をお願いします。現地を確認し、歩行者やごみ収集車等の安全確保などに問題がなければ設置等を許可します。設置や移設に際しては、土地所有者や隣接者などとトラブルが生じないように事前に了解を得てください。

なお、ごみステーションの数が増え続けると、ごみの収集に支障が生じますので、単に距離が遠いなどの理由によりごみステーションを新たに設置することは、できるだけご遠慮ください。

担当課：環境政策室 TEL 5 6 - 7 1 2 6

Q 1 5 自治会長は男性が多いようですが、男性の方が向いているのですか。

A 1 5 令和7年4月現在、町内には148の自治会がありますが、そのうち女性の自治会長は約20人いらっしゃいます。現状としては、男性の方が多いですが、性別に関わらず、活躍していただきたいと思います。

平生町では、審議会等の意思決定分野への女性の積極的な登用を推進しています。自治会長の選任にあたっては、ご配慮をお願いします。

担当課：地域振興課 まちづくり班 TEL 5 6 - 7 1 2 0

Q 1 6 回覧などにより署名活動を依頼された場合は、どのように取り扱ったらよいですか。

A 1 6 署名は個人の意思を尊重し、行われるものであり、団体等が強要や強制して求めることはできませんので、この点を注意して回覧してください。

担当課：地域振興課 まちづくり班 TEL 5 6 - 7 1 2 0

Q 1 7 自治会活動資料や総会資料などを印刷したい時はどこを利用できますか。

A 1 7 平生町役場地域振興課または平生まち・むら地域交流センターの複写機等が利用(有料)できますので、お尋ねください。

- ・複写機による複写サービス 20円/枚
- ・複写機の利用サービス 10円/枚 (用紙持参)

【町役場本庁】

- ・印刷機の利用サービス *モノクロ (A4サイズまで)
(用紙持参) 150円 (100枚まで) 100枚を超える場合は100枚につき100円を加算
- *カラー (A4サイズまで)
250円 (100枚まで) 100枚を超える場合は100枚につき200円を加算
- *モノクロ (A4サイズを超えるもの)
200円 (100枚まで) 100枚を超える場合は100枚につき150円を加算
- *カラー (A4サイズを超えるもの)
400円 (100枚まで) 100枚を超える場合は100枚につき350円を加算

- ・ポスタープリンターの利用サービス *用紙幅915mm 150円/1m
" 594mm 100円/1m

【平生まち・むら地域交流センターの印刷機】

- ・印刷機の利用サービス *モノクロ
(用紙持参) 150円/1版 (100枚まで) 100枚を超える場合は100枚につき10円を加算

担当課：地域振興課 まちづくり班 TEL 5 6 - 7 1 2 0

○平生町民生委員児童委員担当地区名簿

委員名	担当地区			委員名	担当地区		
長尾 昌紀 (山田)	山田 松尾	平生萩原	長迫	鶴田 宗之 (日向平)	南上 日向平	南下 園田	蔭平 大久保
村田 京子 (田布路木)	田布路木	周東病院		正歩 康雄 (長谷前)	弁上 和泉	大野南団地 長谷前	大野東団地 長谷後
惣田 恵美 (西分)	小和田	上殿	西分	小島 康司 (小山)	隅田 新隅田 メゾン中隅田	六枚 曾根ハイツ	小山 中隅田
高田 敏子 (高須)	高須	西高須	西十八割	木谷 巖 (向井原)	向井原 沖	向井原上 沖団地	向井原下 光輝病院寮
須山 孝秀 (沼)	沼 磯崎団地	西原 磯崎	南原 中原	新明 史子 (奥下)	奥下 地方上 新長尾	畑 地方下	平原 長尾
池岡 久美子 (竪ヶ浜東)	竪ヶ浜東 荒木	竪ヶ浜中 新開	竪ヶ浜西 人島	寶城 俊成 (西水場)	百済部 新地	東水場	西水場
池村 忠 (老の割)	日の出一区 下豊田	日の出二区 老の割	日の出三区 ホームタウン	向井 信博 (丸山)	田名上 丸山	田名中	田名沖
長安 秀明 (坂の下二区)	吉原 坂の下二区 光輝病院住宅	西浜東 坂の下三区 光輝看護師住宅	坂の下一区 坂の下五区 吉原東	中本 ひふみ (伊保木)	浜崎 名切	神田	伊保木
瀬尾 純夫 (西浜)	西の町 裏町	戎町 西浜	新市 角浜	村上 千富美 (浜田)	小森	浜田	
石田 智恵美 (日の出二区)	土手町東一区 土手町東五区 十三割団地	土手町東二区 三新住宅 東十八割	土手町東四区 平生促進	角本 正一 (森の下上)	森の下上	森の下沖	
仁田 眞澄 (下横一区)	上横一区 上横団地 下横三区	上横二区 下横一区	上横三区 下横二区	吉村 正憲 (上組)	やぶ 越峠	大田	上組
岩見 勝好 (野島)	新湊 新町東 湊の内 湊ノ浜	中湊 新町西 新町団地	野島 新町南 新町つくし	池岡 繁人 (東魚見)	黒羽根	東魚見	西魚見
梅本 茂美 (桜町)	土手町西 栄町	桜町	大正町	河内山 裕子 (尾国四区)	尾国一区 尾国四区 秋森	尾国二区 尾国五区	尾国三区 小郡
松村 行郎 (喜多)	今井 大野萩原	今井団地 今井西団地	喜多	東山 由美子 (佐合)	佐合		
村中 幸枝 (中村)	中村 中村南	みのげ 大野促進	中村団地	廣池 康子 (西浜)	(主任児童委員) 平生小学校区		
河野 孝之 (河田)	水越	河田	大野西団地	山本 千里 (浜田)	(主任児童委員) 佐賀小学校区		

※民生委員児童委員に関することは、町民福祉課 地域福祉班(TEL 56-7113)までお問い合わせください。